

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第909回）
中国電力株式会社に関する指摘内容

令和2年10月16日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【津波による損傷の防止】

(1) 漂流物衝突荷重の設定方針について

- 発電所沿岸で操業する漁船の操業エリアについて、具体的な調査方法及び調査プロセスを示し、津波防護施設に対する漂流物の選定に係る調査結果の信頼性のある根拠を説明すること。特に、イカ釣り漁の漁船について、操業又は航行により施設護岸から約500m以内に入ることを否定できる根拠を説明すること。その上で、それが否定できない場合は、外海に面する津波防護施設に対する漂流物として、イカ釣り漁の漁船等を考慮した設計方針を検討し、説明すること。
- 漂流物衝突荷重の対象漂流物について、基準適合状態の維持の観点から将来的に漁船が変更される等の不確かさを踏まえて、衝突荷重が非保守的にならないように余裕を持たせた設定とし、その設定根拠について妥当性を説明できる方針が設計の前提であるとした上で、継続的な調査の方針、調査結果の設計条件への反映方針及び設計方針が将来的に非保守的にならない信頼性のある根拠を説明すること。
- 漂流物衝突荷重の対象漂流物について、防波壁から500m以内の初期位置である船舶の衝突が大きな衝突荷重を発生させることを踏まえ、当該範囲を重点化して保守的な選定方針を説明すること。特に、輪谷湾内に面する津波防護施設に対する漂流物について、防波壁から500mの範囲にある漁船の調査結果を踏まえ、現状で選定しているカナギ漁の漁船ではなく、かご漁の漁船等を選定した上で、それを考慮した防護壁の設計方針を検討し、説明すること。
- 漂流物衝突荷重の対象漂流物調査について、追加調査の目的及び理由を説明すること。

(2) 防波壁の設計方針及び構造成立性について

- 壁体直下（斜め施工）のケーソン中詰材改良の品質確認について、要求品質及び品質確認の視点を網羅的に整理し、具体的な確認方法を取りまとめ資料に記載して説明すること。

以上